

企業会計基準公開草案第 59 号
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」に対する意見

平成 28 年 12 月 14 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

本公開草案は、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）等における税金の会計処理及び開示に関する部分について基本的にその内容を踏襲しており、現行の実務を変更することを意図したものではないと理解している。

なお、本公開草案の適用後も実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（以下「実務対応報告第 5 号」という。）において定められている具体的な取扱いは、本公開草案の取扱いに優先して適用されることについて確認したい。

【理由】

本公開草案第 4 項では、「当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税^{（注）}については、法令に従い算定した額（税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。）を損益に計上する。」とされている。一方、実務対応報告第 5 号 Q12 では、決算日に差異がある場合の取扱いについて「連結納税子会社に係る連結法人税の個別帰属額及び連結納税子会社に係る地方法人税の個別帰属額ではなく、当該連結納税子会社の会計期間に係る連結法人税の個別帰属額相当額及び当該連結納税子会社の会計期間に係る地方法人税の個別帰属額相当額（下記(2)参照）を含めることにより、連結損益計算書に含まれる連結納税子会社の損益に対応した法人税額及び地方法人税額を計上する。」とされているためである。

質問2

更正等による追徴及び還付に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

本公開草案は、監査保証実務指針第 63 号等における税金の会計処理及び開示に関する部分について基本的にその内容を踏襲しており、現行の実務を変更することを意図したのではないと理解している。

質問3

本公開草案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

ただし、以下の点について記載の追加及び表現の見直しの検討が必要である。

事業税（付加価値割及び資本割）について販売費及び一般管理費とすることの理由の記載について

本公開草案第 9 項に定める事業税（付加価値割及び資本割）の損益計算書の表示については、実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 12 号」という。）の内容を変更するものではないと理解している。本公開草案第 20 項において、本会計基準の公表に伴い、実務対応報告第 12 号は廃止するとされているが、実務対応報告第 12 号の「2. 付加価値割及び資本割を販売費及び一般管理費とすることの理由」も、本会計基準の結論の背景に追加すべきである。

海外子会社等からの配当等の額に係る源泉所得税の表示

本公開草案第 37 項については、「税効果会計に関する Q & A」（以下「税効果 Q & A」という。）の内容を実質的には変更しておらず、現行の実務を変更することを意図したものではないと理解している。このため、当該意図をより明瞭にするため、例えば、以下のような表現の見直しを検討する必要がある。

「本会計基準においてもでは、外国子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額については、「税効果会計に関する Q & A」の内容を踏襲し第 13 項に従い、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示することとなる。」

【理 由】

事業税（付加価値割及び資本割）について販売費及び一般管理費とすることの理由の記載について

実務対応報告第 12 号の「2. 付加価値割及び資本割を販売費及び一般管理費とすることの理由」（1）において、以下のとおり記載されている。

「付加価値割及び資本割の課税標準は、外形基準により算定され、いずれも所得割の課税標準である所得（以下「課税所得」という。）の概念とは異なっていると位置付けられる。すなわち、資本割の課税標準は各事業年度の資本等の金額であり、課税所得と関連しないことは明らかである。また、付加価値割の課税標準についても、企業の活動価値を表すものと考えられ、課税所得とは異なる考え方に基づき算定される。このため、外形標準課税の取扱いにおいて示されているように、付加価値割及び資本割は、利益に関連する金額を課税標準とする事業税ではないと判断される。

なお、付加価値割の課税標準は一体として意味を持つものであり、課税標準を分解して取扱いを違えることは不合理であると考えられるため、付加価値割のうち利益に関連する金額に対応する税額のみを分離して「法人税、住民税及び事業税」に計上するといった考え方は採用していない。」

この考え方は、本会計基準の事業税（付加価値割及び資本割）の損益計算書の表示の考え方の根拠としても明記しておく必要があるものとする。

海外子会社等からの配当等の額にかかる源泉所得税の表示

本公開草案第 37 項において、「第 13 項に従い、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示する」とされている。本公開草案第 13 項においては、前段で「利益に関する金額を課税標準とする税額」、後段で「利益に関する金額を課税標準とする税額以外の税額」の表示について記載されている。このため、外国子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額について、本公開草案第 13 項に従う旨の記載は不要であり、税効果 Q & A の Q12 の取扱いを踏襲し、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示することを明確にした方がよいものとする。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意 見】

外国法人税の定義について

本公開草案第 3 項(6)において、外国法人税を「外国の法令により課される法人税に相当する税金」と定義しているが、本公開草案第 13 項における外国法人税の範囲と整合していないものと考えられるため、両項の整合性が図れるように記載の見直しが必要である。

【理 由】

本公開草案第3項(6)において、外国法人税を「外国の法令により課される法人税に相当する税金」と定義している。一方、本公開草案第13項において、外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額について、利益に関する金額を課税標準とする税額は法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)に含めて表示し、利益に関する金額を課税標準とする税額以外の税額はその内容に応じて、売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用とするとされている。

このため、本公開草案第3項(6)において、「法人税に相当する税金」とした外国法人税の定義の記載と本公開草案第13項で記載している外国法人税の範囲に不整合があるようにも読み取れることから、表現の見直しが必要であるものとする。

以 上